大阪府環境管理施策の今後のあり方に関する施策の実施状況について（令和4年度の取組み）

No.	分野	目標	基本方針（主なもの）①	②	③	施策事業名称	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和4年度の取組（進捗状況）取組指標	実績（取組指標に対する結果）	評価	自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係 ①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上 外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係（詳細）①中長期的かつ世界的な視野（詳細）	②環境・社会・経済の統合的向上 外部性の内部化（詳細）	環境効率性の向上（詳細）	環境リスク・移行リスクへの対応（詳細）	自然資本の強化（詳細）
大気環境分野、水環境分野、化学物質対策分野に係る施策																								
1	大気環境 水環境 化学物質	ダイオキシン類について、府域の環境状況を継続的に把握する。	○	○		ダイオキシン類常時監視	ダイオキシン類について、府内の環境状況を継続的に把握すること。	ダイオキシン類対策 特別措置法に基づき、大気、河川・海域（水質、底質）、地下水質、土壌のダイオキシン類の常時監視を行い、生活環境保全目標の適否を評価、公表しました。	3 6 11 14	・大気7地点、河川水質・底質21地点、海域水質・底質5地点、地下水質6地点、土壌6地点 【参考】2020年度実績 ・大気10地点、河川水質・底質21地点、海域水質・底質5地点、地下水質10地点、土壌10地点	☆☆☆	・大気7地点 ・河川水質・底質21地点 ・海域水質5地点 ・地下水質6地点 ・土壌6地点	国の地方行政機関の長及びに指定都市及び中核市の長と協議の上、府域の大気、水質・底質及び土壌のダイオキシン類濃度を常時監視しました。	引き続き、ダイオキシン類対策 特別措置法に基づき、大気、水質（水底の底質を含む）、土壌に係るダイオキシン類の汚染状況を適正に常時監視し、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。	○			◎	○	世界的な課題であるダイオキシン類による環境汚染問題の解決に向けての基礎データを提供するため			ダイオキシン類の生活環境保全目標の継続等について情報提供を行い、リスク影響の最小化に寄与するため	快適・安全な環境の維持・創出のための基礎データの提供に寄与するため
大気環境保全分野に係る施策																								
2	大気環境	固定発生源（工場・事業場）からのばい煙等発生を抑制することにより、生活環境保全目標を全地点達成している項目については、その状態を維持する。また、ばい煙排出基準設定等の自主測定結果の報告を受領、確認し、基準の遵守等適切な運用を確認する。さらにPM2.5の生活環境保全目標を全地点で達成する。		○		大気汚染防止のための事業所規制	事業所に対して大気汚染物質の排出規制を行い、生活環境保全目標を達成すること。	大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく施設等の設置・変更の事前届出について、ばい煙（NOx、SOx、ばいじん、有害物質）、揮発性有機化合物、一般粉じん、水銀、ダイオキシン類等の排出基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じて改善指導を行います。 また、法・条例による規制の実効性を確保するため、施設の稼働状況や排ガス測定結果の立入検査を行うとともに、事業者に点検結果等の報告を求め適正な指導を行うほか、規制基準の適合状況を確認するため、排ガス測定を実施します。	3 9 11	・法、条例対象施設の事前届出に対して、規制基準に適合しているか確認するとともに、適合していない場合は速やかに改善するよう指導を徹底する。 ・規制基準の適合状況確認のため、苦情の有無や排ガス量の規模等に応じて事業所に立入検査を行い、現場確認及び指導等を実施する。 ・行政による排ガス等の測定を実施する。	・法、条例対象施設の事前届出審査を行い、不適合の場合には速やかに改善するよう指導を実施 ・苦情の有無や排ガス量の規模等に応じて事業所に立入検査を行い、規制基準適合状況の確認や指導等を実施（立入検査実施回数 318回） ・排ガス測定を実施し、適合状況を確認（実施事業所数 11事業所） （ダイオキシン類等一部項目の分析は、（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所で実施）	○			○	○	立入検査を310件、排ガス測定を11件実施しました。事業所への指導を通じて、大気汚染の防止に取り組みました。	引き続き事業所への立入検査を実施し、規制基準の遵守指導に取り組みます。	○	◎		○	○	中長期的課題である大気汚染の改善に向けた施策事業であるため	汚染者負担の原則に則った環境規制であるため	事業者に対するばい煙、有害物質等の規制を推進することにより、良好な大気環境の保全に寄与するため	良好な大気環境の保全・創出を図る取組みであるため
3	大気環境	大気汚染防止法に基づく大気汚染常時監視を実施し、生活環境保全目標を達成する。 ・PM2.5を含め、全地点で目標達成している項目については、その状態を維持。	○			微小粒子状物質（PM2.5）の現状把握と府域を注意喚起の実施	PM2.5について効果的な対策を行うため、監視測定局を整備して連続測定を行い、監視結果を府民に分かりやすく提供するとともに、府民の安全・安心を確保するため、PM2.5の情報や注意喚起を府域に発信すること。 また、PM2.5の成分分析結果等を用いた解析を行い、発生源寄与割合の推計等についての知見を集積すること。	自動測定機により府域のPM2.5濃度の状況を把握し、ホームページ公表しました。PM2.5濃度が高くなると予測される場合は、注意喚起の情報を防災情報メールなどにより速やかに発信することとしていましたが、2022年度は該当する日がありませんでした。 また、（独独）大阪府立環境農林水産総合研究所と連携して、季節ごとにPM2.5の成分分析を実施するとともに、2021年度の成分分析結果等を用いて、発生源寄与割合の推計を行いました。	3 9 11	・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握（府管理 一般局:18局、自排局:5局、うち成分分析:2局）	・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握（府管理 一般局:18局、自排局:5局、うち成分分析:2局）	○			◎		国境を越えた広域的な課題となっている PM2.5問題の解決に向けての基礎データを提供するため			PM2.5濃度の現状を連続測定により過PM2.5問題の解決に向けて の基礎データを迅速に行うため	
4	大気環境	・発令時には対象工場にその情報を迅速かつ正確に伝達するとともに、工場からのNOxやVOCの排出量を削減する。 ・府域におけるVOC総出排出量を2019年度実績値（1.08万トン）から削減する。	○	○		光化学オキシダント・VOC対策の推進	府民の健康を守るため、光化学スモッグの原因物質のひとつである揮発性有機化合物（VOC）の排出量を削減すること。	VOCの排出規制を着実に実施するとともに、化学物質管理制度に基づく事業者による適切な管理等を促進することにより削減しました。 また、光化学スモッグ予報等の発令時には、健康被害の未然防止のため府民への周知を行うとともに、削減対策の対象工場へNOxやVOCの削減要請を行いました。	3 11	・VOCの排出抑制	・VOCの排出抑制 【参考】 ・VOC届出排出量 9,100トン／年（2021年度） ・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場への NOx 削減要請 2022年度 のべ122事業場 ・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場への VOC 削減要請 2022年度 のべ36事業場	☆☆☆	工場・事業場に対してVOCの排出規制・指導を行うとともに、光化学スモッグ発令時には緊急時対象工場にNOxやVOCの削減要請を行うことで、事業の適正な管理等を促進し、府民の健康被害の防止を図る。	引き続き、工場・事業場に対してVOCの排出規制・指導を着実に実施します。 また、光化学スモッグ発令時には、被害未然防止のため府民への周知を行うとともに、緊急時対象工場にNOxやVOCの削減要請を行います。		◎		◎						NOxやVOCの排出抑制等を促進することで、府民の生活環境を保全するとともに、大気環境の改善を図る。
5	大気環境	・解体工事等におけるアスベスト飛散防止対策を推進し、健康被害のリスクを抑制する。		○		アスベスト飛散防止対策等の推進	府民の健康を守るため、建築物等の解体・改造・補修に係るアスベスト飛散防止の徹底を図ること。	大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査、石綿濃度測定等を実施するとともに、石綿事前調査結果報告システム及び建設リサイクル法の届出情報を活用し、事前調査の内容確認や届出対象規模未満の解体現場等の立入検査を行います。 また、法令の改正による規制強化について、事業者等への周知や立入検査の実施により規制遵守の徹底を図りました。 6月の「アスベスト飛散防止推進月間」には、解体現場の府内一斉パトロールを実施するほか、府民・事業者を対象とした「大阪府石綿飛散防止対策セミナー」を行うとともに、12月には、関係団体・市町村と「大阪府「みんなで防止!石綿飛散」推進会議」を開催し、徹底した石綿飛散防止対策を講じました。 また、災害時の石綿飛散防止に係る措置について府民等への周知を行いました。	3 11 12	・解体現場等の立入検査 ・規模の大きい作業の石綿濃度測定（分析は（独独）大阪府立環境農林水産総合研究所で実施） ・石綿飛散防止対策セミナー等の開催	・解体現場等の立入検査484件 ・規模の大きい作業の石綿濃度測定（分析は（独独）大阪府立環境農林水産総合研究所で実施） 85検体 ・石綿飛散防止対策セミナー等の開催 2回 ・届出148件	☆☆☆	届出対象解体現場等のほか、条例届出対象規模未満の解体現場等へも石綿事前調査結果報告システム及び建設リサイクル法の届出情報を活用して立入検査を484件実施しました。 また、建築物解体時の石綿飛散防止のための付勢装置（STOPアスベスト キックオフ装置）に名を連ねる方々とともに、府民に過去も石綿飛散防止対策について周知しました。	引き続き、解体現場等への立入検査を実施するとともに、「STOPアスベスト キックオフ装置」に名を連ねる方々と過去も石綿飛散防止対策の周知に努めます。	○	◎		○		中長期的課題である大気汚染の改善に向けた施策事業であるため	汚染者負担の原則に則った環境規制であるため		解体工事等施工者への規制及び関係団体への周知等によりより大気環境への石綿飛散による住民等の暴露リスクを低減させるため	
6	大気環境	大気汚染防止法に基づいて大気汚染常時監視を実施し、生活環境保全目標を達成する。 二酸化窒素については、①全地点生活環境保全目標（0.06ppm以下）を達成し、さらに②全局0.04ppm以下を達成する。 ・光化学オキシダントについては、1時間値0.12ppm（注意報発令レベル）未満を全ての測定地点で達成する。 ・PM2.5を含め、全地点で目標達成している項目については、その状態を維持する。	○			大気汚染常時監視	府域の大気の汚染状況の常時監視、分析を行い、生活環境保全目標の適否などを評価し、PM2.5を含めアスベスト飛散防止の徹底を図ること。	大気汚染状況を連続的に監視し、生活環境保全目標の適否を評価、公表しました。 光化学スモッグ注意報等の発令（予報:1回、注意報:1回）、発令しました。 微小粒子状物質（PM2.5）濃度が高くなると予測される場合は、注意喚起の情報を防災情報メールなどで発信することとしていましたが、2022年度は該当する日がありませんでした。また、PM2.5について成分分析を行い、環境の現状を把握しました。 有害大気汚染物質について、汚染状況の把握のための調査・分析を実施しました。 健康被害が懸念されるアスベストについて、大気中濃度を継続的に監視しました。	3 11	・大気汚染常時監視27局（国設局2局を含む） ・微小粒子状物質（PM2.5）監視25局（国設局2局を含む）、成分分析2地点 ・有害大気汚染物質モニタリング6地点 ・石綿環境モニタリング4地点	・大気汚染常時監視 27局（国設局2局を含む） ・微小粒子状物質（PM2.5）監視25局（国設局2局を含む）、成分分析 2地点 ・有害大気汚染物質モニタリング 6地点 ・アスベスト環境モニタリング 4地点	☆☆☆	大気汚染常時監視局において、大気汚染物質濃度や微小粒子状物質濃度を常時監視しました。 また、有害大気汚染物質や石綿濃度を測定しました。	引き続き、大気汚染防止法に基づき、大気汚染の状況を適正に常時監視し、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。 さらに、高濃度時には、光化学スモッグ予報・注意報の発令や微小粒子状物質に係る注意喚起を行います。	○			◎	○	光化学スモッグ等の大気汚染物質にかかる基準超過等の問題の解決に向けて、基礎データを提供するため			大気汚染状況を継続的に監視し、生活環境保全目標の達成状況等を含め、府民に切に必要な情報提供を行うため	大気環境の維持・創出のための基礎データの提供に寄与するため
7	大気環境	・大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の目標を達成する。 ※第4次計画はR6年度に策定予定	○	○		自動車NOx・PM総量削減対策の推進	窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）の削減のため、関係機関が各種自動車環境対策を連携・協力して推進し、対策地域全体で二酸化窒素（NO2）及び浮遊粒子状物質（SPM）に係る生活環境保全目標を達成・維持すること。	関係機関（関係市町村、道路管理者等）と連携し、交差点対策（右折レーン設置等の渋滞対策）等の交通流対策のほか、エコドライブの推進や電動車の普及促進等の諸施策を総合的に推進しました。 併せて、道路交通センサスや自動車動延統計調査などを活用し、自動車からのNOx・PM排出量を推計するとともに、自動車環境対策の進捗状況を把握しました。 また、グリーン購入法や大阪府グリーン調達要綱に基づき、物品納入業者に対するグリーン配慮の指導を行いました。	3 9 11	・NO2、SPMに係る生活環境保全目標の全局達成・維持 ・NOx・PMの排出量の把握 【参考】 ・NO2、SPMに係る生活環境保全目標 全局達成（2020年度） ・対策地域からのNOx・PM排出量 NOx:8,600トン、PM:450トン（2020年度）	・NO2、SPMに係る生活環境保全目標の全局達成・維持 ・NOx・PMの排出量の把握 ・第4次自動車NOx・PM削減計画の策定に向けた検討を実施 【参考】 ・NO2、SPMに係る生活環境保全目標 全局達成（2021年度） ・対策地域からのNOx・PM排出量 NOx:8,340トン、PM:440トン（2021年度）	☆☆☆	関係機関の相互の連携・協力のもと、各種自動車環境対策を着実に実施し、NOx・PMの排出量はともに計画どおりに削減し、総量削減計画（第3次）の目標を達成しました。令和4年11月に国の基本方針が改定されたことを踏まえ、総量削減計画（第4次）の策定に向けた審議を開始しました。	引き続き、関係機関の相互の連携・協力のもと、各種自動車環境対策を着実に実施するとともに、令和5年度中に総量削減計画（第4次）を策定します。		◎	○	○	○				環境負荷の低い製品（自動車）の代替を促進し、環境課題の改善に寄与するため	電動車等の導入促進により、環境性能の高い自動車の普及に寄与するため	良好な大気環境の保全・創出を図る取組みであるため
水環境保全分野に係る施策																								
14	水環境	・河川BODの生活環境保全目標を達成する。		○	○	水質汚濁防止の事業所規制	水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、事業所に対して水質汚濁物質等の排出規制及び有害物質の地下浸透規制を行い、生活環境保全目標の達成及び有害物質による地下水汚染の防止を図ること。	法・条例に基づく施設の設置・変更の事前届出を義務付け、生活環境の保全等に関する条例（SOD）や有害物質等の排水基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じ指導を行いました。 また、規制の実効性を確保するため、届出施設等について立入・採水検査を実施し、排水基準や施設等の構造基準の遵守指導を行いました。	3 6 9 11 14	・排水基準が適用される事業所に、立入・採水検査を実施 ・施設等の構造基準が適用される事業所に、立入検査を実施	・排水基準や構造基準が適用される事業場などに対して、立入検査をのべ384件実施（届出件数:146件）。 ・総量規制で連続測定が義務付けられる事業場（16事業場）のうち6事業場で、総量排水検査を実施。	☆☆☆	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、例年と比較して排水及び立入件数は減少したものの、飲食事業場を中心に立入・採水検査を実施し、排水基準の遵守指導を行いました。	引き続き、事業場への立入・採水検査を実施し、排水基準の遵守指導に取り組みます。	○	◎		○	○	中長期的かつ世界的な課題である劣悪な水質及び衛生面の向上に寄与するため	汚染者負担の原則に則った環境規制であるため	事業所に対する水質汚濁物質等の排出規制及び有害物質の地下浸透規制推進により、水質の向上と保全を図り、良質な水循環に寄与するため	良質な水環境の創出・保全に寄与するため
15	水環境	府域全市町村の生活排水適正処理率95%以上をめざし、特に適正処理率が低い自治体の底上げを図る。		○		生活排水対策の推進	河川等の良好な水環境を確保するため、生活排水の汚濁負荷量の削減を図ること。	河川等の汚濁の原因の約7割をふめる生活排水の汚濁負荷量を削減するため、「市町村生活排水処理計画」の見直し等への技術的支援を行い、下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の効率的・効果的な整備を促進しました。 また、「大阪府生活排水対策推進月間」（2月）を中心に啓発活動を通じて、実践できる生活排水対策の実践の浸透を図りました。	3 6 11 14	・「市町村生活排水処理計画」見直し予定市町村等を対象として、ヒアリング等技術的支援を実施 ・生活排水対策に関する効率啓発やパネル展示等を実施	・「市町村生活排水処理計画」見直し予定市町村等を対象として、ヒアリング等技術的支援を実施 4回 ・生活排水対策に関する効率啓発やパネル展示等を実施 7か所 ・生活排水適正処理率96.7%（2021年度末）	☆☆☆	生活排水適正処理率が向上しました。効率啓発やパネル展示等により啓発活動を実施することができました。	生活排水の100%適正処理をめざし、市町村による一層の生活排水処理施設の整備促進に向けた技術的支援を引き続き行います。	○	○		○	○	中長期的かつ世界的な課題である劣悪な水質及び衛生面の向上に寄与するため		下水道や合併浄化槽の整備等により、生活排水による河川等への汚濁負荷量の削減につながるため	生活排水対策の推進により、水質の向上と保全を図り、良質な水循環に寄与するため	良質な水環境の創出・保全に寄与するため
16	水環境	総量削減計画に示す目標年度において、COD、窒素（T-N）、りん（T-P）の削減目標量を達成する。		○		総量削減計画の進行管理	府内から発生し大阪湾に流入する化学的酸素要求量（COD）、窒素（T-N）、りん（T-P）の量を削減し、閉鎖性水域である大阪湾の水環境の改善を図ること。	COD、T-N、T-Pに係る第8次総量削減計画の進行管理を行うため、関係機関等から入手した各種データの整理を行うことにより、発生負荷量を把握しました。あわせて、総量規制基準を設定する際に必要となる規制対象事業場の立入検査や水質等についての調査や関係情報の収集・整理を行い、国が定める第9次総量削減基本方針に基づき、第9次計画を策定しました。	6 14	・2021年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量を把握し、発生負荷量削減の進捗管理を行う。	・2021年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量を把握し、発生負荷量削減の進捗管理を行いました。 ・2022年10月に、「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プラン（「第9次総量削減計画」に基づく「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」の一体的な計画）を策定しました。 【参考】 ・2021年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量 ・COD 44トン/日、T-N 44トン/日、T-P 2.7トン/日	☆☆☆	「豊かな大阪湾」の実現をめざし、「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」及び「化学的酸素要求量（COD）、窒素 含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」に基づく施策をより一体的に推進するため、一つの計画として取りまとめた「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プランを令和4年10月に策定しました。 大阪湾に流入する負荷量が概ね減少傾向にあることを把握できました。	引き続き、「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プランのにおける負荷量の削減に向けた取組みを進めるとともに、負荷量の把握を行います。	○	◎			◎	中長期的かつ世界的な課題である海洋環境や生物多様性の保全につながる取組みであるため	総量削減計画の中で、総量規制として、対象事業場に対し、COD、窒素、りんの汚濁負荷量の排出規制を行っている。	総量削減計画に基づく取組により、閉鎖性水域である大阪湾の水環境の改善を図るため	
17	水環境	水質汚濁防止法に基づいて公共用水域の水質等の常時監視を実施し、河川BODの生活環境保全目標を達成するとともに、海域における底層DOを改善する。	○			公共用水域常時監視	公共用水域及び地下水の水質等常時監視、生活環境保全目標の適否など環境の現状を把握すること。 また、環境省からの受託により大阪湾の水質等の調査を実施すること。	河川及び海域における水質等、地下水質の常時監視（概況調査、継続監視調査、汚染井戸周辺地区調査）を行い、生活環境保全目標の適否を評価、公表しました。 環境省からの受託により、瀬戸内海における水質汚濁、富栄養化の実態を広域的かつ統一的に把握するための調査のうち、大阪湾の調査を行いました。	3 6 11 14	・河川（水質57地点、底質11地点） ・海域（水質15地点、底質5地点） ・地下水質（概況調査20地点、継続監視調査 40地点） ・環境省委託調査 大阪湾海域（水質7地点、底質2地点、マクロベントス（底生生物）2地点）	・河川（水質57地点、底質11地点） ・海域（水質15地点、底質5地点） ・地下水質（概況調査20地点、継続監視調査 39地点、 汚染井戸周辺地区調査（継続監視終了調査を含む）13地点） ・環境省委託調査 大阪湾海域（水質7地点、底質2地点、マクロベントス（底生生物）2地点）	☆☆☆	水質測定計画に基づき、府域の公共用水域（水質・底質）及び地下水質を常時監視しました。	引き続き、水質汚濁防止法に基づき、公共用水域及び地下水の水質を適正に常時監視し、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。	○			◎	○	世界的な課題である水資源問題の解決に向けての基礎データを提供するため			健康項目の生活環境保全目標の超過等について情報提供を行い、リスク影響の最小化に寄与するため	水環境の維持・創出のための基礎データの提供に寄与するため

No.	分野	目標	基本方針（主なもの）①	②	③	施策事業名称	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和4年度の取組（進捗状況）取組指標	実績（取組指標に対する結果）	評価	自己点検・評価課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係（詳細）①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上 外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係（詳細）①中長期的かつ世界的な視野（詳細）	②環境・社会・経済の統合的向上 外部性の内部化（詳細）	環境効率性の向上（詳細）	環境リスク・移行リスクへの対応（詳細）	自然資本の強化（詳細）
18	水環境	大阪湾奥部における水質改善・生物が生息しやすい場の創出等の環境改善の取組みを推進する。			○	豊かな大阪湾の創出に向けた取組みの推進	大阪湾流域の自治体等の関係機関と連携し、大阪湾の水質改善・汚濁防止を図ることにより豊かな大阪湾の創出をめざすこと。	「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」に基づき、豊かな大阪湾の創出に向けた取組みを推進するとともに、国の基本計画の変更等を踏まえ、計画を策定しました。 また、大阪湾協議会自治体で構成する「大阪湾環境保全協議会」において、大阪湾の環境保全を図ればしました。 さらに、大阪湾再生推進会議（事務局：近畿地方整備局）が策定した「大阪湾再生行動計画」に基づき、水質一斉調査などを実施し、関係機関と連携しながら大阪湾の水質改善を推進しました。	6 12 14 17	・湾奥部に設置している環境改善モデル設備のモニタリング ・銚浦会社や「アスマイル」との連携による大阪湾魅力スポットを巡るウォーキングイベントの開催 3回 ・大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展 5回	・2022年10月に、「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プラン（「第9次総量削減計画」及び「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」の一体的な計画）を策定しました。 ・湾奥部に設置している環境改善モデル設備のモニタリング ・銚浦会社や「アスマイル」との連携による大阪湾魅力スポットを巡るウォーキングイベントの開催 2回 ・大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展 5回 ・大学や企業等と連携したモニタリングによる大阪湾の水質の状況把握 【参考】 ・2021年度のイベントへの出展回数 2回 ・大学や企業等と連携したモニタリングによる大阪湾の水質の状況把握	☆☆☆	「豊かな大阪湾」の実現をめざし、「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」及び「化学的総量規制」、宝塚市有量及びリム、余有量に係る総量削減計画」に基づく施策を、一体的に推進するため、一つの計画として取りまとめた「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プランを令和4年10月に策定しました。 大阪湾の水質の状況について把握できました。 ・イベントの開催・出展により大阪湾の環境保全について啓発できました。	引き続き、大阪湾の水質状況の把握に努め、「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プラン」の推進、環境保全の啓発に取り組みます。	○		◎		◎	海洋プラスチック問題の解決や生物多様性の保全といった世界的な課題の解決に向けて、大阪湾の環境保全を通して、府民の理解と行動変容を促進するため	大阪湾の海ごみを回収するとともに、その発生抑制のための実態調査や啓発を行うことにより、海洋プラスチックごみの削減を図るため		大阪湾の生態系を啓発するとともに、水質改善を推進し、大阪湾の水環境や生物多様性の保全を図るため
19	水環境	2030年度に大阪湾に流入するプラスチックごみの量を半減する。	○		○	おおさか海ごみゼロプランの推進	「豊かな大阪湾」の実現のため、プラスチックごみを含む人の活動に伴うごみの流入がない大阪湾をめざし、大阪湾に流入するプラスチックごみの量を2030年度に2021年度比で半減させる目標を達成すること。	ごみの発生抑制を踏まえた効果的な発生源対策や、まちや川、海岸における美化活動の活性化等を推進しました。	3 6 11 14 17	・大阪湾に流入するプラスチックごみ量の推計方法の確立 ・河川流域の自治体等で構成する協議会を活用した発生源対策の推進 ・楽しみながら参加したくなる美化活動の展開（「ごみ拾いみなぐり運動」の活用等） ・大阪湾の海ごみの回収の推進（「海岸漂着物等対策事業」参照）	・大阪府域から大阪湾に流入するプラスチックごみ量の推計方法の確立及びプランの基準となる2021年度の流入量（年間1,032立方メートル、38トン（推計値））の確定 ・大阪府トラック協会及び飲食機関等との連携によるトラックからのポイ捨てごみ削減に向けた取組みの実施 ・河川流域の自治体で構成する協議会を活用した発生源対策の推進 ・楽しみながら参加したくなる美化活動の展開（「ごみ拾いみなぐり運動」の活用等） ・大阪湾の海ごみの回収の推進（「海岸漂着物等対策事業」参照）	☆☆☆	大阪湾に流入するプラスチックごみ量の推計手法を確立できました。また、河川流域の自治体等で構成する協議会を活用し、発生源対策にかかる啓発啓発や、「ごみ拾いみなぐり運動」等を活用した美化活動を実施しました。	引き続き、効果的な発生源対策や、美化活動の活性化を推進していきます。	○		◎		◎	海洋プラスチック問題の解決や生物多様性の保全といった世界的な課題の解決に向けて、大阪湾の環境保全を通して、府民の理解と行動変容を促進するため		大阪湾の海ごみを回収するとともに、その発生抑制のための実態調査や啓発を行うことにより、海洋プラスチックごみの削減を図るため		海洋プラスチックごみ対策を行うことにより、大阪湾の水環境や生物多様性の保全を図るため
20	水環境	2030年度に大阪湾に流入するプラスチックごみの量を半減する。			○	海岸漂着物等対策事業	大阪湾の海ごみを回収するとともに、その発生抑制のための実態調査や啓発を行うことにより、海洋プラスチックを含む海岸漂着物等の削減を図ること。	漁業者と連携して海底ごみ及び漂流ごみを回収・処分するとともに、大阪湾に漂流するごみの実態調査（個数・組成）及び海岸に漂着したごみの組成調査を実施しました。また、市町村が行う海岸漂着物等の回収や発生抑制の啓発に要する費用を補助しました。	12 14 17	・港湾管理者が回収する漂流ごみ等の組成調査 7か所 ・市町村等の海岸漂着物等対策への補助 5団体	・市町村等の海岸漂着物等対策への補助 4団体 ・港湾管理者が回収した漂流ごみや海岸の漂着ごみ等の組成調査 （8～2月にかけて、府内8箇所で14回実施） ・大阪湾に流入するプラスチックごみ量のAI活用した推計手法を実態調査（2021年度の推計を実施 （「おおさか海ごみゼロプランの推進」参照） 【参考】2021年度実績 ・市町村等の海岸漂着物等対策事業への補助 4団体 ・港湾管理者が回収した漂流ごみや海岸の漂着ごみ等の組成調査 （9～12月にかけて、府内10箇所で13回実施）	☆☆☆	港湾管理者が回収した漂流ごみや海岸の漂着ごみ等の組成調査を実施しました。また、市町村が行う海岸漂着物等の回収や発生抑制の啓発に要する費用を補助しました。	2023年度は河川マイクロプラスチック実態把握及び漂着ごみ組成調査を実施し、効果的な発生抑制対策の推進に努めていきます。	○		◎		◎	中長期的かつ世界的な課題である海洋プラスチックの問題の解決に向けて、「大阪ブルーオーシャンビジョン」実行計画や「海ごみゼロプラン」等により、プラスチックごみによる河川や海洋汚染の防止を図るため		大阪湾の海ごみを回収するとともに、その発生抑制のための実態調査や啓発を行うことにより、海洋プラスチックごみの削減を図るため		海洋プラスチックごみ対策を行うことにより、大阪湾の水環境や生物多様性の保全を図るため
化学物質対策分野に係る施策																								
21	化学物質	府域における化学物質排出排出量を2019年度実績値（1.10万トン）から削減する。		○		環境リスクの高い化学物質の排出削減	化学物質に係る環境リスクを低減すること。	環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、PRTR法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、化学物質の排出量等の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対する指導・助言を行いました。 また、排出量削減の効果を検証するため、有害大気汚染物質モニタリング等の測定データを活用し、環境中への排出量と環境濃度の経年的な傾向及びその関連性等について比較検討を進めました。	3 6 9 11 12	・環境リスクの高い化学物質の排出を削減する。	・環境リスクの高い化学物質の排出を削減 ・排出事等の届出件数 化管法：1,418件、条例：1,196件 ・環境リスクの高い化学物質の排出量：1.83万トン（化管法対象物質0.38万トンを含む）（2021年度実績）	☆☆☆	事業者に対し化学物質の排出削減に向けた指導・助言を行うこと等により、環境リスクの高い化学物質の2021年度の排出量は、2019年度より削減できました。	引き続き、化学物質の排出量等の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対し指導・助言を行うことにより、環境リスクの高い化学物質の排出削減を図ります。		◎	○	◎			事業者による自主的な環境負荷低減の取組みを促進する仕組みであるため	環境リスクの低い化学物質の代替を促進するなど環境効率性を高める取組みであるため	環境リスクの高い化学物質の排出削減の取組みを促進するため	
22	化学物質	化学物質を取り扱う事業者に対し立入検査等により指導を行うことにより、大規模災害時における化学物質による環境リスク低減対策の推進を図る。		○		大規模災害時における化学物質による環境リスク低減対策の推進	大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的管理の強化を図ること。	事業者に対し、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時の化学物質による環境リスクを把握し、その低減方策を検討・実施した管理計画書の届出を求めました。届出された計画書に沿って対策が行われていくよう進捗状況について調査するとともに、立入検査等により指導を行いました。 また、災害時の消防活動をより安全なものにするため、事業者からの届出情報に基づき、市町村消防部局に対し、化学物質の取扱情報を定期的に提供しました。	3 6 11 12	・届出された化学物質管理計画書の進捗状況の把握、立入検査等による対策推進の指導	・大規模災害に備えたリスク低減対策に関する化学物質管理計画書の届出件数340件（2022年度まで の累計） ・立入検査実施件数 45件	☆☆☆	届出対象事業所に対する計画書の進捗状況の調査や立入検査、消防部局への情報提供を行うとともに、市町村消防部局に対する化学物質取扱情報の提供等を行います。	引き続き、事業者への対策推進の指導等を行うとともに、市町村消防部局に対する化学物質取扱情報の提供等を行います。		○		◎			事業者による自主的な環境負荷低減の取組みを促進する仕組みであるため	災害時の化学物質の流出等による環境リスク低減の取組みを促進するため	
23	化学物質	化学物質等の環境リスクに関する情報をわかりやすく開示することにより府民の理解を促進するとともに、セミナーの開催等を通じて、リスクコミュニケーションの推進を図る。		○		化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進	化学物質による環境リスクに関する科学的な知見・情報を府民・事業者・行政が共有し、相互理解を深めるための対話である「リスクコミュニケーション」の取組みを推進すること。	化学物質の排出削減やリスクコミュニケーションの重要性について、府民・事業者・行政が共有し、化学物質対策に関するセミナーを開催し、府民・事業者・行政の対話の推進を図りました。	3 4 6 11 12	・化学物質対策に関するセミナーの開催	・化学物質対策に関するセミナーの開催 1回（参加申込526人）	☆☆☆	セミナーを開催し、届出対象物質の改正や大規模災害に備えたリスク低減対策、リスクコミュニケーションの重要性等について最新情報を提供することができてました。	引き続き、セミナーの開催等により、府民・事業者・行政のリスクコミュニケーションの推進に努めます。		○		◎			事業者による自主的な環境負荷低減の取組みを促進につながるため		府民の環境リスクについての理解を促進するとともに、環境リスクを踏まえた事業者による予防的措置の検討・実施を促進するため	
24	化学物質	事業者や土地所有者等への制度の周知徹底や適正な指導により、土壌・地下水汚染による府民の健康影響の防止を図る。			○	土壌・地下水汚染対策の推進	土地汚染の早期発見、汚染土壌の適正な管理・処理による周辺住民の健康影響の防止、事業場における地下水汚染の未然防止及び地下水汚染対策を推進すること。	土壌汚染による府民の健康影響の防止を図るため、土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、土地の所有者等が行う土壌汚染の状況調査や汚染の除去等の措置について指導を行いました。 また、有害物質を使用している事業場における土壌汚染の未然防止のための届ふい等止対策や、事業者による地下水汚染対策が適切に推進されるよう指導を行いました。	3 6	・土壌汚染状況調査、汚染の除去等の措置、地下水汚染対策等の指導	・土壌汚染状況調査、汚染の除去等の措置、地下水汚染対策等の指導 ・相談変更届出件数 66件 ・土壌汚染状況調査結果報告件数（法・条例・自主） 21件	☆☆☆	報告された調査・対策について指導し、事業を適切に推進しました。	引き続き、法・条例に基づく土地所有者等への指導を適切に推進します。	◎		○	○					環境に負荷を与える行為を規制する仕組みであるため	環境リスクを踏まえた事業者等による予防的措置の検討・実施を促進するため	地下水の保全に寄与するため
快適な地域づくり分野に係る施策																								
25	快適	自動車騒音、航空機騒音及び新幹線騒音に係る生活環境保全目標を達成する。			○	騒音・振動の防止	工場・事業場、建設作業及び道路等からの騒音・振動を防止し、生活環境の保全を図ること。	幹線道路沿道における自動車騒音、大阪国際空港及び関西国際空港の周辺地域における航空機騒音、新幹線騒音に係る生活環境保全目標の達成状況を把握し、関係機関に低騒音舗装や低騒音型機材への代替などの対策の推進を働きかけました。 また、工場及び建設作業等の騒音・振動の規制権限を有する市町村に対して規制・指導の徹底が図られるよう、必要な技術的支援を行いました。	9 11	・自動車騒音モニタリング調査の実施 10市村域 （自動車騒音に係る生活環境保全目標の達成率：94.6%（2019年度）） ・航空機騒音調査の実施（大阪国際空港周辺：過年3地点、短期2地点、関西国際空港周辺：短期2地点） ・市町村研修会の開催 2回	・自動車騒音モニタリング調査を10市村域で実施 （自動車騒音に係る環境基準の達成率：93.7%（2021年度）） ・航空機騒音調査の実施 大阪国際空港周辺では、府が測定した5地点のうち、3地点で生活環境保全目標を達成 関西国際空港周辺では、2地点全てで生活環境保全目標を達成 ・市町村研修会 5回開催	☆☆☆	幹線道路沿道における生活環境保全目標の達成率は緩やかな改善傾向です。国が示す検討方法が改訂された影響で2019年度と比較すると達成率が低下していますが、昨年度と比較すると改善しています。 航空機騒音の生活環境保全目標達成状況についても計画通り把握し、関係機関に対策を働きかけました。	引き続き、生活環境保全目標の達成率を把握するとともに、関係機関と連携して騒音対策の推進を図ります。	◎			◎			生活環境を保全するために、工場・事業者等への騒音・振動対策を推進しているため	関係機関に最新のデータを提供し、騒音軽減対策の推進を働きかけるため また、市町村に対し騒音・振動規制上必要な知識及び技術を提供することで、対応力を向上させるため	
26	快適	市町村が実施する悪臭防止に対する規制指導を支援することで、府域の環境保全を図る。			○	悪臭防止規制指導に関する市町村支援	悪臭規制事務を担当する府内の市町村が適正な悪臭規制を推進できるよう市町村への支援を行うこと。	市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せの対応や悪臭防止法施行状況調査の取りまとめを通して、市町村が実施しているまち内外の苦情の現状を把握しました。 また、市町村職員を対象に研修会を開催し、臭気測定実習等の技術的支援を行うほか、各市町村での苦情事例等の情報共有や意見交換等を行い、規制事務の処理方法や苦情の対応方法等の習得、臭気指数規制の導入を支援しました。	3 11	・市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応 ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施 1回	・市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応 ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施 1回	☆☆☆	市町村職員対象の研修会をWEB開催し、適正な悪臭規制を推進するための支援を行うことができてました。	引き続き、規制機関を持つ市町村への技術的支援の取組みを継続します。	◎		○				汚染者負担の原則に則った環境規制であるため	悪臭に対する規制事務を担当する市町村への支援を通じ、より良質な環境の維持を促進するため	
27	快適	工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水採取の規制等により、地盤沈下の未然防止を図る。			○	地盤沈下対策に係る規制指導	地盤沈下を未然に防止するため、工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水採取の規制等により、地盤沈下の未然防止を図る。	工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく許可の審査のほか、地下水採取の実態を把握するため、地下水の採取量について報告の徴収を行い、必要に応じ事業者に対し指導を実施しました。 また、府内の地盤沈下の状況を把握するため、計14箇所の地盤沈下・地下水位観測所において地盤沈下量と地下水位の観測を行いました。	11	・工業用水法に基づく許可、地下水採取量報告徴収 ・地盤沈下量、地下水位の観測 14箇所	・工業用水法に基づく許可 88件 ・地下水採取量報告徴収実施件数 1,323件 ・地盤沈下量、地下水位の観測 14箇所	☆☆☆	許可に係る審査や報告徴収及び地盤沈下量の観測等により、地盤沈下の未然防止を図ることができてました。	今後も許可に係る審査、報告徴収及び地盤沈下量の観測等を継続して行います。	◎		○				環境に負荷を与える行為を規制する仕組みであるため	環境リスクを踏まえた事業者等による予防的措置の検討・実施を促進するため	
28	快適	公害審査会を適切に運営する。			○	公害審査会	公害紛争処理法に基づき、知事の附属機関として公害に係る紛争について調停、あっせん、仲裁を行い、府内の紛争解決に取り組むこと。	公害審査会は、府民、事業者等から公害紛争処理法に基づく調停申請に対応して、当事者同士の話合いによる紛争の解決を図るため、「調停委員会」を設置して迅速かつ適正に手続きを進めました。 また、公害審査会全体会議を開催し、審査会委員が各届申の公害調停の進捗状況について意見交換を行いました。	3 6 11	・公害紛争処理法に基づく申請に対応して、中立公正な立場から紛争の解決を図る。	・公害紛争処理法に基づく申請に対応。 前年度からの繰り越し 3件 新規受付 6件 終結 4件	☆☆☆	公害紛争処理法に基づく調停申請に対して、紛争の解決を図るため、迅速かつ適正に手続きを進め、11件のうち5件が終結しました。	調停制度の理解を深め、活用されることにより、公害被害を減少させ府民の生活環境の改善をめざします。	◎						公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行うことにより、その迅速かつ適正な解決を図ることを目的として設置している機関であるため		
29	快適	・事業者に対して環境アセスメントの適切な実施を指導する。 ・事後調査結果の報告を受けて必要に応じて事業者に環境保全についての措置を講じるよう求める。 ・環境の状況の変化などに伴う新たな課題に対応して技術指針を適宜見直す。			○	環境影響評価制度	環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例に基づき環境アセスメントを続き行うことにより、大規模事業に係る環境保全について、適正な配慮がなされることを確保すること。	学識経験者により構成される環境影響評価審査会の調査審議が円滑に行われるよう事務局として同審査会を適切に運営しました。また、環境影響評価条例等の対象事業について、環境影響評価指針の作成を指導するとともに、事後調査報告書の提出を受けて対象事業の実施に当たっては、必要に応じ事業者に環境保全についての措置を講じるよう求めました。 また、気候変動の進行や地震・津波による環境リスクに対応する重要性が増していることから、「技術指針」を改正し、気候変動適応等を環境影響評価の対象に追加しました。	3 6 8 9 11 12 14 15	・環境配慮の事前検討がわかりやすい環境影響評価図書の作成等に関する事業者への適切な指導	・環境配慮の事前検討がやわかりやすい環境影響評価図書の作成等に関する事業者への適切な指導を実施。 ・環境影響評価方法書の審査 3事業 ・事後調査報告書の縦覧　4事業	☆☆☆	事業者が作成するアセスメント図書等について、事前に指導を行いわかりやすい図書にするよう適切に指導するとともに、縦覧を行いました。	今後も引き続き、わかりやすいアセスメント図書を作成する事業者に対し指導するとともに準備書等の審査を適切に行います。	○	◎	○	○	○	中長期的かつ世界的な課題である脱炭素社会の構築に寄与するため	廃棄物の発生などの環境負荷の低減を含め、事業が環境の保全に十分に配慮して行われるようにすることを目的とする制度であるため	化学物質及び温室効果ガスの排出抑制を含め、事業が環境の保全に十分に配慮して行われるようにすることを目的とする制度であるため	自然資本の持続可能な利用、維持・充実を含め、事業が環境の保全に十分に配慮して行われるようにすることを目的とする制度であるため	